

9.9 河川水生生物に係る環境影響評価の結果の概要（その2）

	環境保全配慮	予測結果	評価結果	環境保全措置	事後調査及び環境監視
<p>土地又は工作物の存在及び供用</p>	<p>・供用時においては、空港施設の水使用量を極力低減することとし、中水利用及び雨水貯留を行う。</p> <p>・水質への環境影響を低減するため、汚水は浄化槽で処理し、BOD濃度は沖縄県上乘せ排水基準のうち最も厳しい値である日間平均20mg/L以下より低い10mg/L以下の濃度で排出する。</p>	<p>排水地点より下流に生息・生育する重要な水生生物は44種が確認されている。</p> <p>排水地点下流におけるBOD濃度は、現況河川では0.7～1.6 mg/L、混合濃度は0.8～1.7 mg/Lとなり、0.1 mg/Lの増加であること、供用時においてもBOD濃度は「水産用水基準」の2mg/L以下(水産用水基準の中でも最も低いサケ、マス、アユの自然繁殖の条件となる値)を下回ることから、処理水（浄化槽）による重要な種の生息・生育環境の変化は極めて小さいと考えられる。</p>	<p>◎環境影響の回避・低減の検討 ○事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、排水地点より下流に生息する重要な種の生息・生育状況に及ぼす環境影響の程度は極めて小さいものと判断されることから、環境影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。</p> <p>◎国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価 沖縄県環境基本計画の中の「事業別環境配慮指針」として「飛行場の設置又は変更の事業」において、「その他、当該事業の実施に当たり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する」と記載されており、これを環境保全の基準又は目標とする。</p> <p>事業の計画検討に当たり講じた、BOD濃度は10mg/L以下の濃度で排出するなどの環境保全配慮を講ずることにより、重要な種の生息・生育状況に及ぼす影響は、最小限にとどめるよう十分配慮されていると考えられることから、環境保全の基準又は目標との整合性は図られているものと評価した。</p>	<p>事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、環境影響の程度は極めて小さく、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。</p>	<p>環境保全措置を講じないことから事後調査の必要はないと判断した。</p>